

フィリピン系ニューカマーの教育意識に関する一考察

—大和市の国際結婚家庭の事例を中心に—

角替 弘規¹⁾・家上 幸子²⁾・清水 瞳美³⁾

(2011年3月15日 受理)

1. 日本におけるフィリピン系ニューカマー

フィリピン系ニューカマーは、1970年代後半以降増加するニューカマーの主要なグループの一つである。2008年末現在、日本で外国人登録をしている外国人は約221万7千人で、そのうちフィリピン出身者は中国、韓国・朝鮮、ブラジル出身者に続き、約21万1千人と4番目に大きなグループとなっている。

このグループの動態についてまとめた武田(2005)によれば、1970年代のフィリピン人入国者はむしろ男性の方が多かったのが、「興行」ビザでエンターテイナーとして来日する女性の増加によって、80年代に入って女性の数の方が多いなり、1980年から2003年の間に、フィリピン人の外国人登録者数は、5,547人から185,237人と実に約30倍、そして女性がその内8割以上を占めている。しかし、フィリピン人の外国人登録者数における「興行」の在留資格を持つ者の割合は、1986年の48%がピークでその後減っていく。80年代までは「興行」ビザで外国人登録をする者がフィリピン人の中では最も多かったが、90年になると「日本人の配偶者等」が「興行」を上回るようになり、95年には在留資格別で「日本人の配偶

者等」がフィリピン人全体の54%と半数を占めるようになる。この割合は以降減少するが、並行して「永住」が増加し、98年には「永住」が全体の10%を超えるようになっている。これは、日本人男性との結婚によって「日本人の配偶者等」のビザを持つ女性たちが、より安定した資格を求めて「永住」に切り替えていったことを示している。さらには、1996年に法務省が「定住者」に関する新たな通達を出したことで、日本人と離婚、あるいは結婚していない日本人の実子の親権を持ち養育する外国人には「定住者」ビザが与えられるようになったことを受けて、「定住者」ビザで在住するフィリピン人も微増し、2000年以降、全体の10%を超えるようになった。

2008年末現在、在留資格別でみると、多いものから「永住」約7万6千人、「日本人の配偶者等」約5万人、「定住者」約3万6千人と続き、「永住者の配偶者等」約2千人と合わせると、活動に制限のない在留資格を持つ者がフィリピン人全体の約78%を占める。活動に制限のある、特に「エンターテイナー」として活動する資格である「興行」は約9千人となっている(法務省は2005年に「興行」ビザ発給の厳格化を行ったため、このカテゴリーは減少している)。そして、これらの内

¹⁾ Hiroki Tsunogae : Faculty of Culture and Sport Policy, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama, Japan 225-8503

²⁾ Sachiko Iegami : Nonprofit Educational Support Group Ed. venture

³⁾ Mutsumi Shimizu : Faculty of Science and Technology, Tokyo University of Science

約78%が女性である。こうした在留資格の状況から考えると、現在日本で暮らすフィリピン人の中では、日本人男性と結婚して暮らし、あるいは日本人男性と離婚、結婚しないまま日本人の実子と暮らしている女性が多数派であることが推察できる。

本研究では、こうした状況のもとにあるフィリピン系ニューカマーに焦点を当て、他のエスニック・グループとは異なる集団の特性と、家族が持つ教育に対する意識について明らかにすることを試みるものである。というのは、1970年代以降増加しているニューカマーと呼ばれる日本に長期滞在する外国人の子どもの教育に関し、様々な研究の蓄積があり、またかれらに対する教育行政の施策が打ち出されてきているにもかかわらず、それらからフィリピン系ニューカマーというエスニック・グループが見落とされてきているという事実があるからである。

2. フィリピン系家族

本研究の調査地（大和市）のある神奈川県は、国内でも3番目にフィリピン出身の外国人登録者が多く在住している自治体で、約1万9千人である。その内のおよそ6割は横浜市と川崎市に在住しているが、その他の自治体では、相模原市、横須賀市に統いて大和市（861人）となる（2009年末現在、神奈川県県民部国際課）。大和市は中部から北部にかけて繁華街と商店街が存在し、フィリピンパブの看板も見受けられる。調査は南部よりの公立小学校の国際教室に通う子どもの家族を対象としたが、そのほとんどがエンターテイナーとして来日した母親がいる家族が調査

対象となっている。本研究で調査対象となった家族の多くは、フィリピン系ニューカマーである妻と日本人夫、そして子どもという家族構成であるが、これら以外にも、夫婦ともにフィリピン系ニューカマーである場合もあり、このような家族を本稿では「フィリピン系家族」と称することにする。

本調査対象のフィリピン系家族は5家族で（表1参照）、いずれの家族においてもフィリピン人の母親が「専業主婦」として家事や育児に従事しているという共通点をもっている。うち4家族の母親は、かつて興行ビザを取得し、エンターテイナーとして来日した経緯を有している。来日に至る経緯は様々であるものの、ほとんどのケースにおいて「家族のため」に日本からの送金を行っていた。働いていた時期や契約条件によても異なるが、多い時にはフィリピンに10～15万円もの送金を行っていたケースも見受けられた。しかしながら、彼女たちは日本人男性との結婚によって上記のような経済的報酬を得る立場から、専業主婦として家庭における無償の再生産労働に従事するという立場に移行している。このような日本人男性との結婚はエンターテイナーとして働くフィリピン人女性にとって「成功」であるとする指摘もある（バレスカス 1994）。しかし、本調査の対象となった家族の中で、エンターテイナーとして働いていた時と同程度の仕送りを行っている母親は1名であり、他4名については送金するに当たって何らかの困難を伴っていた。すなわち、国際結婚はフィリピン人女性にとってエンターテイナーという職業・身分からの離脱を意味するものの、それが必ずしも母国親族に対する経済的成功を意味するものではない。

表1 調査対象者のプロフィール

	エリス	レミ	ジェニファー	ケイト	ジョアン
年齢	37歳	43歳	32歳	30歳	30歳
出身地	ルソン島	ルソン島	ルソン島	ミンダナオ島	ミンダナオ島
国籍	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
ビザ歴	興行→日本人の配偶者 →定住者（1年ビザ）	興行→日本人の配偶者 →永住者	興行→観光 →日本人配偶者	興行→日本人配偶者	日本人配偶者
現在の職業	専業主婦	専業主婦	専業主婦	専業主婦	専業主婦
初来日年	1991年	1988年	2000年	2002年	2007年

（対象者の名前はいずれも仮名）

とも言えるだろう。しかも、結婚によって「日本人の配偶者等」という在留資格を得ることで、エンターテイナー以外の仕事にも従事することが可能であるにもかかわらず、専業主婦として無償の家事労働に従事することとなる。以下では、彼女たちにとって、専業主婦として家庭に留まり続けていることの意味、そして、それが彼女たちの「いま」と「これから」をどのように規定し、さらに子どもの養育や教育にどのような影響を及ぼしうるのかを検討することとする。

3. フィリピン人妻の社会的孤立傾向

3.1 専業主婦

まずフィリピン人女性にとって、日本人男性との国際結婚はどのような意味を持つのか、検討しておきたい。日比間の国際労働移動の特徴は単身女性による「移動の女性化」(小ヶ谷2009)にあり、こうした女性のほとんどがエンターテイナーとして移動していた点にあることは既に様々なところで指摘されているとおりである(佐竹1994、佐藤2006)。エンターテイナーとしての就労の実態は非常に過酷なものであり、こうした職種のヴァルネラビリティ(被害誘発性)の高さも指摘されている(パレスカス1994、DAWN2005、小ヶ谷2009)。これらのことから、フィリピン人女性にとって日本人男性との国際結婚は、エンターテイナーという不安定な身分や過酷な労働環境からの離脱と、専業主婦というより安定した身分の獲得といったことを意味することができるだろう。

本調査対象のケイトさんは、エンターテイナーとして来日しフィリピンパブで働いているうちに、客であった年上の日本人男性と結婚するという、日比国際結婚では比較的よく見られる婚姻パターンを示している。現在ケイトさんは30歳。日本人の夫は40歳であり、夫との間に1歳半になる娘がひとりいる。

ケイトさんがエンターテイナーとして初来日したのは2003年のことであった。日本へ

の出稼ぎについては家族からも大きな反対はなかったという。ケイトさんが「タレント」として来日し最初に入ったのは静岡県V市であった。その町にはフィリピンパブは1軒しかなく、他に10人程度のフィリピン人女性が働いていた。彼女にとってこの労働経験はあまり良い思い出ではないようである。当時ケイトさんはお店の外を出歩くことはあまりなく、いつもお店の中にいたと語っている。また、外出しても周囲の日本人が自分たちに向ける表情は怖いものであったと回想している。客として来店する日本人男性に対しても「いやらしい人が多かった」と否定的な評価をしている。ケイトさんの置かれた労働環境が違法なものであったかどうかは不明であるが、彼女が語る当時の経験は、自立した労働者として尊ばれるという経験ではなく、これまで日本社会がフィリピン人女性エンターテイナーに対して与えてきた典型的な眼差しが向けられていたことを物語るものであった。

こうした労働の対価として得られた賃金は、当時1ヶ月350ドルというものであった。この額はケイトさんの期待に反して低いものであり、彼女にとってあまり良い稼ぎではなかったと語っている。すなわち、エンターテイナーとしての来日は、彼女自身の選択によるものであるにもかかわらず、その経験は彼女の期待から外れたものであったのである。こうした中で、ケイトさんは当時勤めていたお店に客として来ていた日本人男性と交際するようになり、数年間の交際を経て結婚することとなった。結婚相手である日本人男性は、日本の大手企業に勤めており、最近新たに住居を購入していることから見ても、経済的に安定した状況にあると言える。ケイトさんは、日本人男性と結婚し「日本人の配偶者等」という在留資格を得ることによって、エンターテイナーとして働いていた時よりも安定した環境を手に入れることができたのである。また「日本人の配偶者等」という在留資格を得ることによって、就業の選択肢が広がることも大きなメリットであったと言えるだろう。

しかし、こうした国際結婚がエンターテイナーという位置からの上昇を意味するかと言えば、必ずしもそうではない。一つは、永田（2007：119）が指摘するように、そこに「日本人の配偶者等」という在留資格そのものに内在する夫との権力関係の非対称性がある点である。「日本人の配偶者等」という在留資格を申請・更新する際には、日本人配偶者が身元保証人となることが求められている。法務省によれば、在留資格認定証明書交付申請においては身元保証書の提出が必要とされ、「身元保証人には、日本に居住する配偶者（日本人）になっていただきます」との但し書きが添えられている。そして身元保証人は被保証人の滞在費、帰国情費、法令の遵守、の3点を保証することが求められている（法務省2010b）。したがって日本人男性と結婚したフィリピン人女性は初めから対等な立場ではなく、男性配偶者が婚姻関係をコントロールしうる立場に立つことがあらかじめ制度的に規定されていることになる。万が一、婚姻関係解消を図ろうとした時に、その主導権を握っているのは身元保証人としての日本人男性に握られているのであり、フィリピン人女性は構造的に弱い立場に置かれ続けることとなる。

これに加えて、国際結婚により専業主婦として家庭にあるということが、無償の再生産労働に従事させられるということについても十分に留意する必要があるだろう。再生産労働とは、「生産労働力を維持するために必要とされる労働力」を指し、「家事・高齢者・成人・若者のケア、子どもの社会化、家族の紐帯の維持など」が含まれるとされている（パレニヤス2007：129）。こうした再生産労働は、メイドといった家事労働者、看護職や介護職など資格を必要とするもの等、多岐に渡っている。グローバルな国際労働移動の中で、フィリピン人女性はむしろメイドや介護職などケア労働を中心とした有償の再生産労働に従事する傾向が強いとされる（佐藤2006：288）。しかし日本においては、こうした有償の再生産労働の門戸は制度的にもほとんど開かれて

いない。また、仮に「日本人の配偶者等」としての在留資格を得た後にこうした職業への就労を望んだとしても言語や資格取得の問題からかなりの困難を伴う。すなわち、日本においてフィリピン人女性が有償の再生産労働に就く道は、極めて限定されており、彼女たちがエンターテイナー以外の安定した社会的身分を獲得する方法は「日本人の配偶者」という在留資格のもとで専業主婦として家庭に入るという選択肢しか残されていないのである。パレニヤスによれば、「女性の従属的な経済的位置は、世帯内でのより公平な分業を求める彼女たちの交渉を制限する決め手となる」という（パレニヤス2007：134）。専業主婦となったフィリピン人妻が無償の再生産労働に従事するということは、必然的に家族内での交渉力の低下を導くことになっているのである。

3.2 母国送金

フィリピン系ニューカマーは来日当初から母国送金を行い、それによって遠隔地から「愛とお金のあるトランクショナル家族」（Parrenas 2001）を形成しようと尽力し続けるという。つまり、来日当初からフィリピンの家族に対する「稼ぎ手」としての役割がある。こうした関係の上に、国際結婚によって生じた「専業主婦」という役割が加わり、彼女たちは、二つの役割を抱え込むこととなるのである。こうした二重の役割遂行において、「専業主婦」という役割は、自らお金を稼ぐ手段を持たないために、前者の役割期待にうまく応えられない。先に取り上げたケイトさんはフィリピンの家族に時々、1回につき3000円程度の送金をしていた。これはフィリピンの家族に要求されて行っていることではなく、あくまでも自分の自発的な気持ちの表れからしていることだと語っている。ここに、彼女の「稼ぎ手」としての役割を果たそうとする意識の内面化をうかがうことができる。

ところがこの送金をきっかけとして夫婦間の言い争いが度々生じるという。送金につい

て夫の理解が得られず、意見が対立するような場合、ケイトさんはフィリピンへの帰国を考えてしまうという。このようにフィリピン女性の本国への仕送りが、日比国際結婚夫婦が抱えるトラブルの一因となっていることは各所で指摘されており(ノリエド2002=2007)、その原因には多くの場合、日本社会とフィリピン社会における家族観の相違に原因があるとされている。しかしそこには支援すべきとされる家族の範囲をどこまで認めるのかという見解の相違に加えて、日本人男性があらゆる資源を占有する国際結婚家族において、フィリピン人妻がその資源を運用するに当たって極めて限定された権限しか認められていないという、夫婦間の権力関係の非対称性を前提とした構造があることに留意する必要があるだろう。

さらに、ケイトさんの場合、日本語会話が十分に交わせないために、子どもが病気の時などは1人で子どもを病院に連れていくことすら難しい状況にある。そのため夫が留守中に娘が病気になった時はとても不安であるという。これを克服するために日本語を学習しようと努めているが、育児の関係から日本語を学習する機会もなかなか得られないという。日比国際結婚に関してはフィリピン人女性が同胞女性に日本人男性を紹介したり仕事を紹介するなどの支援を行うといったネットワークの存在が示唆されている(佐竹・ダアノイ2006)。ケイトさんに関しては、同胞女性からの支援は皆無ではなく、教会を起点とした何らかのネットワークが存在しているようである。しかしながら、そのネットワークは、まだケイトさんが家庭内で抱えている問題を解決するほどの強さをもって機能しているとは言い難いように思われる。

ケイトさんは仕送りの問題に端を発して、自分でもお金を稼ぐために働いて、自ら稼いだお金を使送りに充てたいと考えるようになっている。このことについては夫も理解があり、半日程度の就労を認めているという。しかし、まだ幼い子どもの養育を理由に仕事

が見つけられないと語っている。忠実に専業主婦としての役割を果たさなければ、婚姻関係の危機につながりかねないという、極めて不均衡な権力関係の中にあって、忠実にそれを果たそうとするがゆえに能動的な社会参加の機会を逸してしまっているのである。

フィリピン人女性にとって日本人男性との国際結婚は「日本人の配偶者」という安定した在留資格を得、さらに「専業主婦」という一応安定した身分を得る機会という意味では非常に大きいものであろう。しかしながらそれは日本人男性との権力関係において非常に劣位に立たされるものであり、自ら自由に操作しうる資源もかなり限定されることを意味していた。

一方、日本人男性はフィリピン人女性を妻として迎えることで、戦後の経済成長の中で確立してきた性別役割分担を維持することに成功している。日本人男性はフィリピン人女性に対して法的に優位な立場にあることを保証された中で、彼女たちに無償で再生産労働を強制しているということになる。こうした一方的とも言える再生産労働の負担が婚姻関係の破綻を導いた例も見受けられた。

レミさんは1988年にエンターテイナーとして初来日し、その時にお店で知り合った日本人男性と結婚した。日本人男性との間には4人の子どもが生まれ、レミさんはほとんど一人でその子どもたちを育てていた。彼女は結婚を機にエンターテイナーとしての仕事を辞め、専業主婦として家事と子育てに懸命に励んでいた。その中で夫の理解を得ながら月に2~3万円の仕送りも続けていたという。しかしながら夫は仕事に没頭し、家事と育児に疲れ果てたレミさんは夫と別居、離婚に至ってしまう。夫と離婚した時のことについて、レミさんは次のように語っている。

当時、自分もまだ若かったから、いろいろやってみたいと思っていたから。・・・私も疲れていた。子どもが4人もいたから。夫はなかなか帰ってこないし、子どもの面倒は私だけだっ

た。私も当時日本語もそんなに分からなかつたし、学校のこととか分からなかつた（注：離婚時、長男が小学校1年生）。自分も疲れてきていた。（夫は）ご飯を作つても食べに帰つてこないとか、いろんなことが重なつて疲れた。

【2010.6.8 インタビュー】

これらのことからも、少なくとも離婚に至るまでのレミさんは、ケイトさんの状況と同様に、夫に依存せざるを得ない状況の中で専業主婦の役割を懸命にこなしながらも、社会的には孤立した状態の中にあったと言える。レミさんの場合はそうした状況が結果的に婚姻関係の破綻を招いてしまつた。結局レミさんは、離婚後ふたりの子どもをフィリピンに引き取り、実家の家族に子どもの養育を依頼しつつ、日本との間を複数回往復し、エンターテイナーとしてお金を稼いでゆく。

ケイトさんやレミさんの事例は、国際結婚の初期段階において、フィリピン人女性が社会的孤立を深める傾向にあることを示している。レミさんの場合は日本人男性との婚姻関係を解消することによって、「稼ぎ手」という社会参加の機会を再び手に入れ、新たなトランクショナル家族の再編成に向かっていく。まだ結婚して間もないケイトさんが今後どのような家族を形成してゆくのかについては予想できないが、社会的孤立傾向にある中で、彼女がいかにその状況を克服しようとするのかが、今後の家族の在り方に大きく影響するものと思われる。次節では、夫への依存と社会的孤立状況の中で、子どもの養育のもつ意味を検討してみたい。

4. 社会的孤立からの脱却と子どもの養育

本調査対象となったフィリピン系家族の子どもは低年齢で、子どもの教育に対する意識を聞き出すことに多少の困難さを伴つたものの、彼女たちの子どもの養育についての展望

や学歴についての考えは聞くことができた。

まず教育に対する意識であるが、いずれの母親も、子どもが高い学歴を得るということが極めて重要であるという認識を持っていた。自らが経験してきたフィリピン本国の厳しい雇用状況や賃金の低さなどといった実体験を背景としているためか、学歴が果たす役割の重要性についての認識は十分にあるということができる。

先にも事例でも取りあげたケイトさんの娘は、まだ1歳半にすぎないが、子どもを大学まで通わせてあげたいという考えを持っていた。さらに娘には良い結婚をして、良い家族をつくり、良い仕事を得てほしいと考えているという。ケイトさんの夫もそれについては賛成のようであり、夫の教育に対する意識の高さも垣間見られた。

「良き結婚、良き家族、良き仕事」というケイトさんの養育観は、性別役割分担を前提とした日本の戦後近代家族観と非常に高い親和性を持つと思われる。夫もその考えに同調していることから、ケイトさんにとて育児を完璧にこなすことが、翻って自らの主張を夫に認めさせる上での重要な契機となっていることがうかがえた。

しかしケイトさんは娘を完全に日本人として育てようとしているわけではなかった。娘は日本国籍を有し日本名を名乗っているが、ケイトさんは娘に対してフィリピンの伝統や文化を伝えていきたいと思っているとも語っている。まだ言葉を理解する段階ではないであろう幼い子どもに対しても、普段はタガログ語やビサヤ語でも話しかけていることや、フィリピン料理を作つて子どもに食べさせているというところにも、こうした彼女の考えが反映されていると見ることができよう。同時に、このような子どもへの働きかけは、将来的にケイトさんが家庭内において孤立しないための戦略的な布石であると見なすことができる。すなわち、たとえ制度的には「日本人」であるとしても、フィリピン人としてのルーツを持つということを子どもの中に植え

付けることによって、家族の中にフィリピン人としての母親の居場所を確保することで、夫の持つ一方的な権力に対抗する足掛かりを築こうとする長期的な戦略の一端と捉えることもできるのではないだろうか。

こうした現状からの将来的な脱却を図るために戦略的な布石のもう一つの手段として、母国からの子どもの呼び寄せも検討する必要がある。

本調査対象となった5家族のうち、3家族がフィリピンから子どもを呼び寄せている。また1家族については呼び寄せを検討している最中である。母国からの家族の呼び寄せは、フィリピン系家族に限らず観察されるが、フィリピン系家族の場合は現在の夫との子どもではない婚外子を呼び寄せるケースが多く、それ故に、在日のフィリピン系家族の構成は複雑なものとなっている。

例えばエリスさんは、かつてエンターテイナーとして働いていた時代に知り合った日本人男性との間に現在10歳である息子（タツヤ）をフィリピンで出産した。タツヤは3歳の時に一度エリスさんに呼び寄せられているが、その後6歳から9歳までの3年間はフィリピンの祖母の許で暮らし、現地の小学校にも通っていた。再び日本に呼び寄せられたのは2009年のことであった。現在エリスさんはフィリピン国籍の男性と同居しており、その男性との間に4歳になる女児（リンダ）を出産している。リンダの国籍はフィリピンであるが、エリスさんと事実上の「夫」であるフィリピン人男性とは正式な婚姻関係にないため、リンダの養育についてはその権利義務関係が複雑なものとなっている。それは現在の「夫」とタツヤの関係についても同様である。こうした家族の状況にあって、タツヤは唯一の日本国籍保持者である。このことはエリスさんが日本において安定した在留資格を得ようとするときに極めて重要な意味を持つこととなる。エリスさんにとってタツヤの養育は、日本での生活を送り続けようとするときに非常に重要な戦略的意味を帯びる。実は

エリスさんはタツヤの実父との婚姻関係を正式には解消していないという。このような背景には、在留資格を巡る戦略的な意図があるのではないかと思われるのである。

日本国籍を持っている子どもの呼び寄せだけでなく、フィリピン国籍である実子の呼び寄せも、社会的孤立からの脱却という戦略的な観点から捉えることができるだろう。

ジョアンさん（30歳）は、2007年に現在の夫とフィリピンで知り合い、結婚に至った。夫を紹介したのは日本でエンターテイナーとして働いていた従姉妹であった。ジョアンさん自身はエンターテイナーとしての来日経験はなく、結婚前は食料品の工場で働いていたという。したがってジョアンさんは当初から「日本人の配偶者」として来日している。言わば婚姻による国際移動である。

ジョアンさんにはかつて交際していたフィリピン人の恋人との間に10歳の娘と9歳の息子を出産している。DV等が原因で恋人と離別後、ジョアンさんは娘だけを引き取り、フィリピンの伯母のもとに預けている。伯母は現在無職であるため経済状況が非常に厳しく、電話やインターネットでの連絡も、通信費の節約のために週あたりの回数を制限している状態である。ジョアンさんは娘のことをとても心配しており、夫からの理解を得て、夫の給料から1万円をフィリピンの伯母宛ての仕送りに充てている。工員としての夫の収入を考慮すれば1万円という金額は相当の負担であると思われる。ジョアンさんは、将来娘をフィリピンから呼び寄せ、一緒に生活することを望んでいる。夫は娘の呼び寄せについて、現在のところ「半分ぐらい賛成」とのことであり、まだ完全な理解は得られていない。このため今後も説得を続けていくつもりであるという。夫の理解が得られれば、ジョアンさんは娘をフィリピンから呼び寄せることとなるだろう。

果たしてジョアンさんが娘の呼び寄せについて夫の説得に成功するかどうか、また実際に呼び寄せに成功するかどうかは不明であ

る。しかし、なぜ彼女はなぜそれほどまでに娘の呼び寄せにこだわるのだろうか。

ジョアンさんはより自由に仕送りを可能にするために、仕事を探して自分で稼ぎたいという希望も持っている。しかし夫は母親の子育てを当然視しているため、子育てを理由に仕事を自由に探すことができないままでいる。インタビューにおいて、仮に3歳の息子をフィリピンに預け、母親は日本で仕事をし、送金すればどうかと尋ねたところ、ジョアンさんは「それはない」と明確かつ即座に否定した。つまり経済的な稼得性を効率的に追求することよりも、日本に家族を呼び寄せることが、今の彼女にとって重要な意味を持っていると思われるのである。同じフィリピン国籍の娘を呼び寄せるに成功すれば、ジョアンさんは現在の家族の中での発言力を高めることができると同時に、家族の養育という主婦としての義務も同時に果たすことができる。たとえ国際結婚において夫が非常に強い権力を持っていたとしても、それに対抗することを少しでも可能にし得る「味方」を得ることができると考えられるのである。

このように国際結婚によって専業主婦となったフィリピン人女性にとって、母国に残した家族の呼び寄せは、国際結婚という非対称な権力関係を保障した制度的枠組みにおいて、フィリピン人妻がその発言権を確保する重要な契機となり得る。しかしながら、子どもの観点からの呼び寄せは必ずしも子どもの教育にとって良い影響を及ぼすものとは限らない点に留意する必要があるだろう。

ひとつには、日本人男性との国際結婚によって生まれた子どもたちの多くが日本国籍を有するが故に、外国籍児童生徒とはみなされず、教育行政が実施する支援策の網の目から漏れ落ちてしまうことである。エリスさんの長男タツヤが通学している小学校には外国人児童を対象とした国際教室が開設されており、日本語会話が十分にできないタツヤはこの教室で指導を受けているが、本来は日本国籍を有しているが故に指導の対象からは除外

されている。タツヤの教育機会はたまたま彼の来日経緯を知っていた教員の存在によって漸く確保されているに過ぎないのである。

またフィリピン人女性の結婚と定住化に合わせて、ある程度学齢期を経たフィリピン国籍の子どもたちが呼び寄せられることも課題の一つとして数えられるだろう。仮にジョアンさんが娘の呼び寄せに成功したとしても、呼び寄せて間もない時期に中学進学、あるいは高校進学といった極めて重大な局面を迎えることが推測される。

このように呼び寄せによって生じる教育上の不利益は、結局のところ子ども自身の意思とは無関係のところで下された意思決定によって左右されるのであり、当の子ども自身が直接に影響を受けるのである。

5. 考察

フィリピン系ニューカマーの来日の主要な経緯となる「興行」から国際結婚に伴う「日本人の配偶者等」、そして「定住」「永住」へのビザを切り替えてきた女性を妻／母とするフィリピン系家族は、母国に残してきた子どもを呼び寄せる際に、「トランスナショナルな家族の再構築」という課題を背負うということを、額賀（2012）は指摘している。すなわち「トランスナショナル家族の再構築」過程では、親と母国親族が一体となって、高い教育期待を子どもたちにかけ、いい仕事につくために教育がいかに重要であるかを、子どもたちに伝達している。そして、教育的価値を重視するトランスナショナル空間に埋め込まれ、家族中心主義に育つ子どもたちは、親や母国親族の教育期待に応えようと従順な態度を示すという。

しかし、本調査で明らかになったのは、前述と同様の経緯で来日しながらも、「トランスナショナル家族の再構築」という課題を背負う以前のところで立ち往生するフィリピン系家族の姿も見られるということである。日本人男性との結婚により「日本人の配偶者等」

のビザを得て、日本の滞在が許可されることになるフィリピン人女性は、結婚した日本人男性の性別役割分業に対する意識の強さによっては、「専業主婦」という枠組みに留まることを余儀なくされる。そうした場合には、母国フィリピンの父母兄弟への仕送りもままならず、前夫との子どもを呼び寄せることも難しく、夫である日本人男性に依存した生活に陥っていく。

本報告の事例では、結婚後間もないことと子どもが小さく子育てに手がかかることもあります、近隣のフィリピン人コミュニティとの接触もさほど多くなく、日本社会とも主に夫を通してのみのつながりとなっていることから、社会的孤立傾向にあることは否めない。こうした状況下で、日本国籍である子どもにタガログ語を教えることを試みたり、フィリピンから教育のために子どもの呼び寄せを考えたりするなど、いずれのケースでも教育意識の高さは見受けられたが、これは一方で、夫への依存と社会的孤立からの脱却を図り、夫婦間の権力関係の非対称性を打破するという戦略と見ることもできる。今後子どもの成長に伴って、このような夫に依存した資源のもとにあるフィリピン系家族が、どのように絡んでいくのかは注意深く見守る必要があろう。

【参考文献・資料】

- バレスカス、マリア・ロザリオ・ピケロ、1994,『フィリピン女性 エンターテイナーの世界』明石書店。
- DAWN, DAWN-Japan, 2005,『フィリピン女性 エンターテイナーの夢と現実 マニラ、そして東京に生きる』明石書店。
- 法務省, 2010b,「在留資格認定証明書交付申請（日本人の配偶者等）」http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU/_NINTEI/zairyu_nintei1.html.

- 神奈川県県民部国際課, 2009,「外国人登録者市区町村別・主要国籍別人員調査表及び国籍別人員調査表」http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/2009_toroku.pdf.
- 永田貴聖, 2007,「フィリピン人は国境線を越える：トランスナショナルな実践と国家権力の狭間で」『現代思想』6月号, 116-130, 青土社.
- ノリエド, J・N, 2007,『フィリピン家族法 第2版』(奥田安弘・高畠幸訳) 明石書店.
- 額賀美紗子, 2012,「トランスナショナルな家族の再編と教育意識—フィリピン系ニューカマーを事例に」,『和光大学現代人間学部紀要』第5号 (2012年3月刊行予定).
- 小ヶ谷千穂, 2009,「再生産労働のグローバル化の新たな展開—フィリピンから見る「技能化」傾向からの考察—」『社会学評論』60 (3) : 364-378
- パレニニャス, R. S, 2007,「女はいつもホームにある グローバリゼーションにおけるフィリピン女性家事労働者の国際移動」伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う 現代移民研究の課題』127-147, 有信堂.
- 佐竹眞明・メアリー・アンジェリン・ダアノ, 2006,『フィリピン-日本国際結婚 移住と多文化共生』めこん.
- 佐藤忍, 2006,『グローバル化で変わる国際労働市場 ドイツ、日本、フィリピン外国人労働力の新展開』明石書店.
- 武田丈, 2005,『フィリピン女性エンターテイナーのライフストーリー - エンパワーメントとその支援』関西学院大学出版会.

※本研究は平成22～24年度科学研究費補助金基盤研究(B)「国際結婚家庭に育つフィリピン系・タイ系ニューカマーの学校適応に関する実証研究」(課題番号22330238 研究代表者:角替弘規)の研究成果の一部である。